

# 住民情報の不正取得に係る本人通知制度の実施について

## 1 制度の概要

本人以外の第三者による戸籍謄抄本、住民票の写しなどの証明書の不正取得が発覚した場合、不正取得された本人(被取得者)の権利利益の保護と侵害を防止するために、不正取得された本人にその事実を通知するとともに、不正取得の抑止を図る制度。

2 施行日 平成26年5月1日(木)

## 3 導入の経緯

本市では、市民の住所や戸籍など住民情報システムの運用に当たり、庁内関係所属が連携して情報の取り扱いに十分注意するとともに、閲覧制度の厳格な運用に努めているが、本人以外の第三者による戸籍謄抄本等の証明書の不正取得が、平成26年3月末現在、確認できる範囲で5件発生している。このため県内各市町村と協力して不正取得に係る本人通知制度に関する調査研究などに取り組んできたが、平成25年5月に本市内で発生したDV傷害事件等を踏まえ、制度の実施に向けて具体的な検討を進め、導入することとしたもの。

## 4 目的など

- ①個人情報保護の観点から、個人の権利利益の保護と侵害を防止し基本的人権の擁護に資するとともになりすましや不正目的による請求の防止と不正取得の抑止を図る。
- ②不正取得発覚後、被取得者へ事実を通知することで被害の有無を確認し、事後対策を講じる契機とする。
- ③「市民に信頼される市政の推進」の実現を図る。

## 5 対象とする証明

戸籍謄抄本、戸籍の附票、除籍謄抄本、住民票(同除票を含む)等の本籍又は住所に関する全証明

## 6 適用対象

- ①住民票の写しや戸籍謄本などを取得した者が、住民基本台帳法又は戸籍法に違反する不正取得者であることが明らかになった場合。
- ②国、県その他関係機関から、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、戸籍謄本等の不正取得を行った事実が通知された場合。

## 7 通知の方法など

- ①通知の適用対象であることが確認でき、証明交付請求書が保存されている場合に、書面で、かつ書類の送達を確認できる方法で通知する。
- ②不正取得者が所属する団体に、再発防止の取り組みを要請する。

## 8 通知後の対応

- ①人権侵害等の相談は、人権擁護部署および関係機関が連携して対応する。
- ②権利利益侵害等の相談は、法律相談窓口等を紹介する。